

上野事務所ニュース

令和2年1月号

千葉県中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusy@sr2143.com

今年予定されていること

今年予定されている主な変更は、以下のとおりです。

【保険料率の変更】

- 健康保険料率の変更（3月）
 - 介護保険料率の変更（3月）
 - 子ども子育て拠出金率の変更（4月）
- *それぞれの料率は未定です。
- 厚生年金保険料率の変更はありません。（標準報酬月額の上限62万円が65万円に変更となる可能性あり。）

【国民年金保険料の変更】

- 国民年金の月額保険料の変更（4月）
（16,540円）

【労働法・社会保険関係の改正】

- 中小企業の時間外労働の年720時間までの上限規制（4月）
- 同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）（大企業2020年4月、中小企業2021年4月）
- 同一労働同一賃金及び情報開示（労働者派遣法、4月）
- パワハラ防止対策の義務化（大企業2020年6月、中小企業2022年4月）
- 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得（2021年1月）
- 免除対象高齢被保険者の雇用保険料徴収開始（4月分給与から控除）
- 被扶養者の国内居住要件の追加（4月以降、海外居住者は原則、対象外）

*変更内容の詳細については、事務所ニュースにて随時お知らせします。

ハローワークの求人システムが変わります

1月6日よりハローワークのシステムが新しくなり、求人票の様式が変わります。

【求人票の様式変更について】

掲載する情報の種類や量が増え、これに伴い新設された項目欄があります。これまでの求人票を再度利用して申し込みをする場合には、別紙「事業所情報更新のお願い」「求人票追加項目確認のお願い」が必要です。

また、これまでの求人申込書はOCR用紙でしたが、OCR用紙が廃止され、事業所から提出された求人申込書をハローワークの職員が直接システムに入力する形になります。このため、以前よりも求人票の公開に時間がかかることですので、ご注意ください。

【求人者マイページについて】

求人申し込みの新しいサービスとして「求人者マイページ」が始まりました。ハローワークインターネットサービス上に、求人者マイページを開設することで、会社のパソコンから求人申し込みや、内容の変更などを行うことができます。求人者マイページの開設は、事業所所在地を管轄するハローワークの窓口にて事業所仮登録を行います。（求人者マイページには、事業所のメールアドレス及びパスワードが求められます。）なお、ハローワークインターネットサービス上で事業所登録をすることはできますが、求人者マイページを利用するには、ハローワークの窓口で本登録をする必要があります。

労災保険 と損害賠償 について①

労働者が業務中や通勤途中に負傷した場合には、労災保険から給付を受けることができます。しかし、こうした労

災の中には自動車による交通事故などが原因の災害も少なくありません。このような保険関係の当事者（政府、事業主及び被災労働者）以外の第三者の不法行為による業務災害や通勤災害は「第三者行為災害」と呼ばれます。以下の要件を満たす場合には、第三者行為に該当します。

- ①災害が第三者の行為等によって生じたものであること。
- ②第三者が受給権者に対して損害賠償責任を負っていること。

第三者行為災害に該当する場合には、被災労働者は第三者に対して損害賠償を請求する権利を取得でき、同時に労災保険に対しても給付を請求する権利を取得できます。しかし、同一の事由について両者から損害の補填を受けることはできず、労災保険給付と民事損害賠償との間で支給調整が行われます。これは、被災労働者への損害の補填は、本来であれば災害の原因となった第三者が行うべきである、という考えに基づきます。支給調整については労災保険法により次のように定めています。

- ・先に労災保険の給付が行われた場合
本来であれば第三者が支払うべき損害賠償を政府が代わりに行ったことになるので、政府が第三者に対して損害賠償を行う。（政府は、被災労働者が有する第三者に対する損害賠償請求権を代位取得し、求償することになります。）

- ・先に損害賠償を受けた場合
労災保険の給付額は、損害賠償として受けた額を差し引いた額となる。（保険給付の額よりも損害賠償の額が多い場合には、保険給付は

行われません。）

今回は、自動車保険の給付と労災保険の給付についてご説明します。

Q&A なぜなにどうして？

Q: 日本年金機構から「マイナンバー未収録者一覧」という書類と「個人番号等登録届」が届きました。どのように対応すれば良いのでしょうか。

A: 日本年金機構では、基礎年金番号とマイナンバーの紐づけを進めています。マイナンバーを活用することにより、住所や氏名の変更時に届出が不要、添付書類の省略が可能となるなど、各種手続きの簡略化につながっています。今回送付されてきた「マイナンバー未収録者一覧」は、に厚生年金の被保険者となっている方で、日本年金機構がマイナンバーを把握していない方がいる場合に送付されます。（令和元年10月5日時点）手続きの流れは以下のとおりです。

- ①被保険者本人のマイナンバーカード等により、事業主が被保険者の番号を確認する。
- ②同封の「個人番号等登録届」にマイナンバー、性別等を記入する。（被保険者が記入しても構いません。）
- ③同封の「個人番号等登録届 総括表」に提出件数、提出日、電話番号を記入し、事業主印を押印する。

* 記入した個人番号等登録届は総括表とともに、令和2年2月28日までに郵送で提出してください。

今回の個人番号等登録届は、事業主からの届出以外にも、被保険者本人による届出が可能です。ただし、被保険者本人からの届出の場合、マイナンバーを確認できる書類（通知カードやマイナンバーが記載された住民票）と身分確認書類（運転免許証など）の写しを添付する必要があります。

